

新型コロナウイルス感染症にかかる
当面の対応方針

令和2年7月

昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

令和2年4月7日に政府から発出された、緊急事態宣言は、5月25日をもって解除されました。

この間、不安を抱えながら、外出の自粛など、多くのご辛抱をお願いする中で、咳エチケットの徹底や手洗いの励行、さらには3密の回避など、多大なるご理解とご協力をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

また、感染リスクと背中合わせの過酷な環境のもと、強い使命感を持って日夜奮闘しておられる医療従事者の皆様、保育や福祉の現場で働いていただいている皆様、販売や物流、公共交通など、市民の生活を支えていただいているすべての皆様に改めて敬意を表したいと思います。

緊急事態の解除後においては、これまでと同様に感染拡大のリスクをできる限り低減させる中で、経済社会活動の引き上げを図っていく必要があります。このため「新しい生活様式（政府専門者会議提言）」の定着を進め、外出の自粛や施設の使用制限が緩和された今日、感染症に負けない新たな日常をつくる必要があります。

市では、これまで特別定額給付金や市独自のひとり親世帯への緊急支援給付金等、市民生活及び地域経済を守るため迅速に様々な対応を行ってまいりました。

今後も、第2回昭島市議会定例会最終日【7月3日(金)】

に全会一致で可決されました、国の家賃支援給付金の対象とならない市内中小事業者等に対し、感染症の影響により4～8月の売上げが20%以上50%未満減少したなど一定の要件を満たす場合に、市独自の家賃支援金を支給する等、様々な対策を、迅速に実施してまいります。

また、市におけるPCR検査体制につきましては、6月1日に医療機関と協定を締結し、さらに感染拡大の折には、検査体制の強化に向けて医療機関と連携し、市民の皆様が検査を受けられる体制を整えました。

7月になり、東京都内での感染者数が増加している状況を鑑みると、新型コロナウイルス感染症対策は、長期化を見据え、引き続き、万全な対応を図っていく必要があります。

市民の皆様と行政が心をひとつにしてこの難局を乗り越えていかなければなりません。

更なるご理解とご協力をお願いいたします。

昭島市長 白井伸介

○感染症への対応方針

新型コロナウイルス感染症の克服に向けた取組を進めるため、6つの対応方針を以下のとおり定めます。

1. 市民一人ひとりの基本的感染症防止対策
(新しい生活様式の実践等)
2. 市民生活・地域経済への支援対策
(地域経済活動への支援、復興へ向けた取組)
3. 地域福祉の充実・地域医療体制の強化
(安全・安心な生活基盤の確保)
4. 学校教育の再開・児童生徒への支援対策
(教育環境の確保)
5. 市所有施設、市民サービス等の再開
(公共サービスの提供体制)
6. 今後の感染症に備えた対策
(市民の生命と生活を守る)

感染症への対応方針は、今後の国や東京都の動向、市民生活の変化等に対応し、随時、適切な見直しを図ります。

1 市民一人ひとりの基本的感染症防止対策

(1) 感染症防止の3つの基本

| | |
|----------|---|
| 身体的距離の確保 | 人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける、会話をする際は、可能な限り真正面を避ける |
| マスクの着用 | 外出時、屋内にいるとき（周囲に身体的距離が確保されている場合は除く）や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する |
| 手洗いの徹底 | 家に帰ったらまず手や顔を洗う、手洗いはすみずみまで水と石鹸で丁寧に洗う |

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式への移行

- ◇こまめな手洗い、手指消毒
- ◇咳エチケットの徹底
- ◇こまめに換気
- ◇身体的距離の確保
- ◇「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ◇一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ◇毎朝の体温測定・健康チェック、発熱または風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面での新しい生活様式への移行（取組みの例示）

| | |
|-------------|---|
| 買い物 | 通販や電子決済の利用、できるだけ少人数（1人がベスト）ですいた時間におこなう |
| 娯楽・スポーツ | 公園はすいた時間帯に利用、ジョギングは少人数（1人がベスト）で、施設等の利用は可能なら予約制を活用 |
| 公共交通機関の利用 | 混んでいる時間帯は避けて、会話は控える、可能な範囲で徒歩や自転車の利用 |
| 食 事 | 持ち帰りや出前・デリバリーを利用、大皿は避けて料理は個々に、対面ではなく横並びに座る |
| 冠婚葬祭などの親族行事 | 可能な範囲で、多人数の会食は避けて、発熱や風邪の症状がある場合は参加しない |

(4) 働き方の新しいスタイル

- ◇テレワークやローテーション勤務
- ◇時差通勤でゆったりと
- ◇オフィスはひろびろと
- ◇会議はオンライン
- ◇対面での打合せは換気とマスク

2 市民生活・地域経済への支援対策

| | |
|----------|---|
| 市民生活への支援 | ◇国や東京都及び市独自の市民生活支援対策事業については、引き続き、スピード感をもって迅速な支援の実施に取り組む |
| | ◇感染症の影響により、解雇や雇止め、内定取消し等により就職の機会を失った市民に対し、会計年度任用職員として雇用を行う |
| | ◇感染症の影響により収入が減少し、市税等の納付や公共料金などの納期内の納付が困難な方には、一定期間徴収を猶予する |
| | ◇感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当受給世帯を除く、児童育成手当の受給世帯へ給付金を支給する。なお、本事業は、個人からの寄附金を財源に実施する |
| | ◇感染症防止対策で在宅にて過ごす時間が増加することを踏まえ、少しでも有意義に過ごせるよう市民図書館の電子書籍を増冊し、読書環境の充実を図る |
| | ◇感染症に便乗した詐欺等の被害防止を啓発するため、広報あきしま・市公式ホームページへの掲載、市公式ツイッター・携帯メール情報サービスでの配信をはじめ、高齢者向けのチラシの配布等効果的な情報提供に努める |
| 地域経済への支援 | ◇東京都及び市の感染拡大防止協力金の対象とならない市内中小事業者等に対し、売上げが20%以上減少し、セーフティネット保証等の認定を受けた、または4・5月の売上げが20%以上50%未満減少した等、一定の要件を満たす場合、応援金を支給する |
| | ◇国の家賃支援給付金の対象とならない市内中小事業者等に対し、感染症の影響により4～8月の売上げが20%以上50%未満減少した等、一定の要件を満たす場合、家賃支援金を支給する |
| | ◇外出自粛要請に伴い休業等を余儀なくされた市内飲食店等の経営を支援するため、昭島市商工会が実施する飲食店等の事前支払いシステム「さきめし」アプリの導入に対する補助をおこなう |
| | ◇感染症の影響を受けた市内中小事業者等の、資金繰りや経営上の不安、国や東京都の支援策への手続方法等に対応するため、専門家（中小企業診断士・社会保険労務士）を配置した相談窓口を、引き続き開設する |
| | ◇緊急対策事業資金融資あっせん事業（4月～）、感染拡大防止協力金（5月～）も引き続き実施し、市内中小事業者等への支援に努める |

3 地域福祉の充実・地域医療体制の強化

| | |
|-----------|---|
| 地域福祉の充実 | ◇集団でおこなわれていた乳幼児や1歳6か月児、3歳児健診について、感染症防止対策として個別健診に変更する |
| | ◇利用客が激減した市内のホテルとタクシー事業者を活用し、外出自粛で家から出られない75歳以上の高齢者にお弁当を配食し高齢者の見守りをおこなうことにより、高齢者の安否確認及び健康状態の確認並びに給付金詐欺防止等の徹底と市内事業者の支援を図る (実施期間：令和2年6月13日～令和2年7月11日) |
| | ◇福祉サービス事業者及び保育園・学童クラブに対し、引き続き、感染症防止対策の支援を進める |
| 地域医療体制の強化 | ◇地域医療体制の維持向上に向け、引き続き、多摩立川保健所や昭島市医師会等と連携し、医療機関への適切な支援やPCR検査体制の効果的な展開を図る |

4 学校教育の再開・児童生徒への支援対策

| | |
|--------------|---|
| 学校教育における教育活動 | ◇市立小中学校においては、6月1日(月)から学校を再開し、分散登校等を経て、6月11日(木)からすべての学校において通常授業で再開している。引き続き、児童生徒及び教職員への感染症防止対策を徹底した学校運営を図る |
| | ◇夏季休業は8月1日(土)から8月23日(日)までとする |
| 児童生徒への支援対策 | ◇緊急時における児童生徒の家庭でのオンライン学習が可能となる環境の整備を図る |
| | ◇子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をおこなうための人員体制の整備として、学習支援員の拡充を図る |

5 市所有施設、市民サービス等の再開

| | |
|----------|--|
| 市所有施設の利用 | ◇市所有施設においては、6月22日(月)からすべての施設で利用を再開しているが、利用にあたっては、必要な感染症防止対策を図る |
| | ◇感染症拡大防止対策の観点から利用者の氏名等の把握に努める |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>催物（イベント等）の開催</p> | <p>◇市主催の催物（イベント等）の開催にあたっては、国及び東京都が示す感染症防止対策等に基づき開催の可否を判断し、開催にあたっては必要な感染症防止対策を図る</p> <p>国：「移行期間における都道府県の対応について」</p> <p>東京都：「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」</p> <p>◇市有施設利用団体に対し、市の対応を踏まえた取組みを要請する</p> |
| <p>保育園・学童クラブの開所</p> | <p>◇引き続き、感染症防止対策を徹底したうえで開所するが、スペースの確保に課題もあることから、家庭保育等が可能な世帯に対しては協力を求める</p> |

6 今後の感染症に備えた対策

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>新型コロナウイルス感染症対策基金の設置</p> | <p>◇感染症拡大防止並びに市民生活及び地域経済への支援のための対策事業を、状況の変化に応じて段階的に実施していく財源を確保する基金を設置し、新型コロナウイルス感染症対策を用途とする寄附金は、本基金に積立て活用を図る</p> |
| <p>新型コロナウイルス感染症禍での災害対策</p> | <p>◇災害時に感染症等に関する情報を確実に伝達するため、浸水想定区域内の要支援者世帯等に対し、防災行政無線を直接受信できる戸別受信機の設置を促進するとともに、使用料等の補助をおこなう</p> <p>◇コロナ禍での避難所運営においては収容人数が減少することから、多くの避難所の開設と新たな避難所の確保に努めるとともに、感染症拡大防止対策として、大型扇風機及び発電機等換気するための器具やマスク・消毒液等の衛生用品の確保を図る。また、可能な範囲で衛生用品等の自主携行について協力を求める</p> |
| <p>国や東京都との連携</p> | <p>◇7月に入り感染者が増加している状況にあることから、国や東京都の感染症拡大防止対策や経済社会活動の引き上げを図るための対策等に注視し、必要に応じ連携した対応を図る</p> |